

# 別紙5

住所地特例者の介護予防・日常生活支援総合事業の利用について

人吉市介護保険係

住所地特例者に対する介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)も含めた地域支援事業については、住所地特例対象者が円滑にサービスを受けることができるよう、その方が居住する施設が所在する市区町村が行うものとされています。(介護保険法第115条の45第1項)

1. 保険者が人吉市である住所地特例対象者の、総合事業の利用手続きについては次のとおりです。(要支援1・2、事業対象者)。

## ●介護認定を受ける場合

- ① 利用者は保険者市区町村(熊本県人吉市)に認定申請
- ② 人吉市は、認定の結果・被保険者証・負担割合証を利用者あて発行
- ③ 利用者は施設所在市区町村(例:B市)の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約
- ④ 利用者は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」(保険者である人吉市の様式)をB市に届け出ることにより、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを通じたサービス事業の利用が可能になる。
- ⑤ 保険者である人吉市は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を熊本県国保連に送付

## ●事業対象者の認定を受ける場合

- ① 施設所在市区町村(例:B市)の窓口で相談。総合事業のサービスを希望。施設所在市区町村(B市)が基本チェックリストにて該当か否かを確認
- ② 利用者は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」(保険者である人吉市の様式)に被保険者証(65歳到達時交付)を添付して施設所在市区町村(B市)に届け出ることにより、介護予防ケアマネジメントを通じたサービス事業の利用が可能になる(代理申請の場合は、運転免許証、介護支援専門員証や包括職員証など、代理人の身元が確認できるもの写しを添付)
- ③ 施設所在市区町村(B市)は、利用者から提出された「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」及び被保険者証(65歳到達時交付)を保険者である人吉市に送付(※)(代理申請の場合は代理人の身分証明書の写しも一緒に送付)
- ④ 保険者である人吉市は、施設所在市区町村(B市)から送付のあった「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」をもとに、被保険者

証に必要事項(事業対象者)を記載し、利用者に郵送

- ⑤ 保険者である人吉市は、熊本県国保連に、事業対象者であること、住所地特例項目及び地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を送付

2. 人吉市に所在する住所地特例対象施設にお住まいの方で**保険者が他市区町村の方**の、人吉市での総合事業の利用手続きについては次のとおりです(要支援1・2、事業対象者)。

※流れについては保険者市区町村にも御確認ください。

#### ●介護認定を受ける場合

- ① 利用者は保険者市区町村(例:B市)に認定申請
- ② 保険者市区町村(B市)は、認定の結果・被保険者証・負担割合証を利用者あてに発行
- ③ 利用者は人吉市の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約
- ④ 利用者は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」(保険者であるB市の様式)を人吉市に届け出ることにより、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを通じたサービス事業の利用が可能になる
- ⑤ 人吉市は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」及び被保険者証を保険者であるB市に送付(写しを送付でも可)
- ⑥ 保険者であるB市は、人吉市から送付のあった「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」をもとに、被保険者証に必要事項を記載し、利用者へ郵送 ※⑤⑥は保険者市区町村に確認
- ⑦ 保険者であるB市は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を所在する都道府県国保連に送付

#### ●事業対象者の認定を受ける場合

- ① 利用者は、人吉市の窓口にご相談。総合事業のサービスを希望。人吉市が基本チェックリストにて該当か否かを確認
- ② 利用者は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」(保険者であるB市の様式)に被保険者証(65歳到達時交付)を添付して人吉市に届け出ることにより、介護予防ケアマネジメントを通じたサービス事業の利用が可能になる
- ③ 人吉市は、利用者から提出された「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」及び被保険者証(65歳到達時交付)を保険者であるB市に送付(写しを送付でも可)
- ④ 保険者であるB市は、人吉市から送付のあった「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」をもとに、被保険者証に必要事項を記載し、

利用者に郵送

- ⑤ 保険者であるB市は、所在する都道府県国保連に、事業対象者であること、住所地特例項目及び地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を送付

3. サービスごとの事務の整理は次のとおりです

サービス区分		住所地特例対象者に対する対応			
		サービスを受けられる事業者	費用の額	費用負担	留意事項
介護予防・日常生活支援総合事業	国保連経由による支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	保険者市町村	
	市町村支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	施設所在市町村	介護予防ケアマネジメントに要した費用については、年1回財政調整を行う

【参考】

厚生労働省 HP 総合事業の関係規程等から

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料 V資料2(平成30年7月27日事務連絡)